

電子製品および部品製造事業の製造および製造 下請けの地方への移転を奨励する政策

2005年

日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的にジェトロバンコクセンターが作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

(非公式翻訳)
投資委員会(BOI)布告
No. 1 / 仏暦 2548 年(2005)

件名 電子製品および部品製造事業の製造および製造下請けの地方への移転を奨励する政策

電子製品および部品製造事業の製造および製造下請けの地方への移転をもたらす奨励を妥当と見なし、ゾーン 1、あるいはゾーン 2 の既に奨励を受けた者、あるいは奨励を受けなかった者を問わず、ゾーン 3(22 県)の中小企業(SMEs)である製造下請け者の支援とあわせて、ゾーン 3(22 県)にその製造を移転させるものである。

仏暦 2520 年投資奨励法、第 16 条の権限に基づき、投資委員会は、電子製品および部品製造事業の製造および製造下請けの地方への移転に関する条件と権利および恩典の付与原則を定める。以下による。

条件

1. ゾーン 3(22 県)に製造を移転するゾーン 1 あるいはゾーン 2 の電子製品および部品の製造業者およびゾーン 3(22 県)の中小企業(SMEs)である下請け業者でなくてはならない。
2. 移転する生産能力と生産下請けの生産能力は、事務局が同意をあたえるところに従った規模がなくてはならない。
3. 移転するあるいは生産下請けの生産段階は、事務局が同意を与える生産系列の全て、あるいは十分な生産段階の部分の有するものでなくてはならない。
4. 移転する既存の機械の改善に投資する部分は、投資奨励を受けるプロジェクトの一部とみなし、事務局からの同意を受けなくてはならない。
5. 生産移転する製造者と生産下請け者は、仏暦 2551 年(2008 年)12 月 31 日までに、1 件以上の生産下請け者を有する可能性を持つパッケージプロジェクトとして、奨励申請書を提出しなくてはならない。
6. 生産下請け者は、操業を開始して以来、3 年以内に 200 人をこえる労働者を雇用する計画を提示しなくてはならない。

権利恩典

1. 生産移転をする者
 - (1) 機械輸入税の免除を受けるものとする
 - (2) 奨励を受けた事業からの所得が生じた日から数えて 5 年の期間、普通 50%の投資奨励から生じた純利益に対して法人所得税の減免を受けるものとする。
2. 生産下請け者
 - (1) 機械に関する輸入税の免除を受ける。
 - (2) 8 年間の法人所得税の免除を受けるものとする。これに関しては、土地および運転資金を含まず、合わせて投資金額の 100%を超えないものである。
 - (3) 法人所得税の免除期限の規定を過ぎた日から数えて 5 年間通常 50%の率で、投資から得た純益の法人税所得税の減免を受けるものとする。
 - (4) 投資奨励を受けた事業から所得が生じた日から数えて 10 年間、2 倍の輸送、電力、および給水経費を控除することを許可する。
 - (5) 投資奨励を受けた事業の投資金額 25%の純益からの建設費およびインフラの建設費の控除を認める。

これらは、仏暦 2547 年(2004 年)12 月 27 日から有効である。

布告日 仏暦 2548 年(2005 年)2 月 11 日

陸軍大将
チャバリット・ヨンチャイユット
副首相
議長 代行

注: この翻訳は、2005 年 2 月 11 日布告のタイ国投資委員会布告の翻訳であるが、実際の運用にあたっては、原文(タイ語)を参照願います。